

福岡県庁県土整備部インターンシップ実施要綱

1. 実施目的

福岡県内の高等学校の生徒に対して、学習意欲を喚起するとともに、望ましい勤労観・職業観の育成や、主体的な職業選択能力の伸長を図るため、福岡県庁土木職の業務内容を幅広く広報することを目的として、福岡県庁の各県土整備事務所（出先機関）において、行政土木職の体験学習「福岡県庁県土整備部インターンシップ」（以下「インターンシップ」という。）を実施する。

2. 対象者

県内の高等学校に在籍する生徒で、主として高校2年生を対象とする。

3. 実施場所

福岡県庁の各県土整備事務所（以下「受入先」という。）とする。

4. 実施の時期及び期間

原則、毎年7月～8月に実施することとし、時期や期間については、各高等学校との協議の上で決定する。

5. 実施に係る事前調整

県土整備部県土整備総務課長（以下「県土整備総務課長」という。）は、実施の場所、時期、受入定員、内容及びその他実施に当たって必要な事項について、受入先と事前に調整を行うものとする。

6. 募集及び決定等

インターンシップ対象生徒（以下「実習生」という。）の募集及び選考は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 実習生の募集は、県土整備総務課長が各高等学校長（以下「校長」という。）を通じて行う。
- (2) 校長は、インターンシップを希望する生徒があるときは、書面により県土整備総務課長に推薦する。
なお、1校からの推薦人数は1人～4人程度を原則とする。
- (3) 県土整備総務課長は、校長から推薦された生徒の中から受入先の受入可能な人数の範囲内で実習生及び受入先を決定する。

- (4) 県土整備総務課長は、校長に受入れの可否等を通知（別紙3）するとともに、受入先に実習生の受入れに関して必要な事項を通知する。

7. 実施方法等

インターンシップは、原則として次により行うものとする。

- (1) インターンシップの日程及び場所は県土整備総務課長の決定に基づき、実習生の属する学校の校長（以下「当該校の校長」という。）が予め実習生に指示する。
- (2) 1日の実習時間は、午前9時00分から午後4時30分までの7時間30分とする。ただし、昼休みの時間を1時間設けるほか、職員の休憩の時間に準じて休憩させる。
- (3) 受入先の職員は、インターンシップの教育効果が高まるよう配慮しなければならない。
- (4) 実習生がインターンシップに遅刻・欠席したとき、その他教育上の指導を必要と認めたときは、受入先の長は、速やかに県土整備総務課長に報告するものとする。
- (5) 県土整備総務課長は、実習生に対する教育上の配慮に基づく指導が必要であると認められたときは、当該校の校長と協議の上、教育上の配慮に基づきインターンシップの打ち切りその他の必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 当該校の校長は、県土整備総務課長と連携し、インターンシップを円滑に進めるために必要な指導を行うものとする。

8. 秘密の保持

受入先の所属長は、インターンシップに当たり実習生が秘密の事項に接することのないよう、十分留意するものとする。

9. 経費

福岡県県土整備部は、実習生に対して交通費、手当、食費及びインターンシップ・ボランティア等体験活動傷害保険等の費用の負担はしない。

10. インターンシップ中の事故の防止等

- (1) 受入先の職員は、インターンシップにおいて事故が発生することのないよう、実習生の安全の確保に努めるものとする。
- (2) 当該校の校長は、インターンシップ開始前までに実習生に「インターンシップ・ボランティア等体験活動傷害保険」に加入させるものとする。保険の加入等に関する必要な事務は、当該校の校長が行うものとする。

- (3) インターンシップに当たり、障害が発生した場合は、保険契約に定めるところにより対応する。

11. 実習生の実習状況等に関する報告

受入先の所属長は、実習生のインターンシップの状況等について、実習状況報告（別紙4）を県土整備総務課長に報告するものとする。また、県土整備総務課長は、受入先所属長からの報告内容を精査し、当該校の校長と報告方法を協議した上で、当該校の校長に対して報告を行うものとする。

12. 本年度未実施機関への要請

県土整備総務課長は、個人情報を扱う業務が多い等の事情により、インターンシップを直ちに実施することが困難である所属については、他の所属における実績を踏まえ、今後可能な範囲で実施するよう要請を行うものとする。

13. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県土整備総務課長が定めるものとする。